

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

県外産業廃棄物搬入状況報告書（以下「県外報告書」という。）による、県外から県内に産業廃棄物を搬入した実績の報告義務を廃止する。

2 改正の理由

県外の事業場で発生した産業廃棄物を処分するため県内に搬入しようとする事業者は、事前にその内容について知事に届出をし、この規則に基づき、搬入実績を翌年6月30日までに県外報告書により知事に報告することが義務付けられている。

一方で、産業廃棄物処分業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛知県規則第9号）に基づき、産業廃棄物の処分実績を翌年6月30日までに産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実施報告書により知事に報告することが義務付けられており、これにより県外からの廃棄物の搬入状況は把握可能であるため。

3 改正の内容

県外産業廃棄物の搬入状況の報告に係る規定を削除する（第8条及び様式第3）。

4 施行期日

2025年4月1日

5 その他

この改正に伴い、附則において、愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成11年愛知県規則第107号）のうち、県外報告書の受理に係る事務を削る。

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新

旧

第八条
削除

(県外産業廃棄物の搬入状況の報告)

第八条 条例第八条第一項の規定による届出をした者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の県外産業廃棄物の搬入の状況を県外産業廃棄物搬入状況報告書(様式第三)により知事に報告しなければならない。

様式第 3 削除

様式第 3（第 8 条関係）

県外産業廃棄物搬入状況報告書

年 月 日

愛知県知事 殿
市 長

報告者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則第 8 条の規定により、
年度の県外産業廃棄物の搬入の状況について、次のとおり報告します。

県外排出
事業場

事業場の名称
(担当部署名・担
当者名)

所在地・電話番号

()

産業廃棄 物の種類	搬入届出数量 (㎡又は t)	搬入数量 (㎡又は t)	備 考
	／年	／年	
	／年	／年	
	／年	／年	
	／年	／年	
	／年	／年	
	／年	／年	
	／年	／年	
※事務処理欄			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表
愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正新旧対照表

(市町村が処理する規則に基づく事務)

第三条 条例別表第四から別表第六まで、別表第十一及び別表第十二のそれぞれの上欄に掲げる規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるものは、別表第一から別表第五までのそれぞれの上欄に掲げる事務ごとに、これらの表のそれぞれの下欄に掲げるとおりとする。

新

別表第一(第三条関係)

環境局関係

条例別表第四の八の項(四)に規定する廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成十五年愛知県条例第二号)の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則(以下この表において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 規則第十二条第一項の規定により説明会開催状況報告書を受理すること。 (二) 規則第十二条第二項の規定により再度説明会を開催すべきことを指示すること。
---	---

旧

別表第一(第三条関係)

環境局関係

一 条例別表第四の七の項(二十四)に規定する廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成十五年愛知県条例第二号)の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則(以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 規則第十二条第一項の規定により説明会開催状況報告書を受理すること。 (二) 規則第十二条第二項の規定により再度説明会を開催すべきことを指示すること。
二 条例別表第四の八の項(四)に規定する廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則(以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 規則第十二条第一項の規定により説明会開催状況報告書を受理すること。 (二) 規則第十二条第二項の規定により再度説明会を開催すべきことを指示すること。